

令和5年12月26日

昭和村役場

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので公表します。

記

1 公金の不適切な処理及び不適切な事務処理

(1) 被処分者

- ①職員 村長部局 主事 30代 減給10分の1 3月 【処分日：令和5年12月26日】
- ②上司 同日付で文書による厳重注意

(2) 事案の概要

事務処理が滞ったことから、公費で支払うべき消耗品費を私費で立て替えたほか、公金の清算事務処理を怠り、現金を放置するなど、公金の適切な管理を怠った。

また、団体の会費や職員の積立金の必要な手続きを怠り、私費で立て替えたほか、事務処理が停滞したため、処理すべき文書等を放置するなど、不適切な事務処理を行った。

2 国民健康保険税の誤徴収及び不適切な事務処理

(1) 処分者

- ①職員 村長部局 主事 30代 戒告 【処分日：令和5年12月26日】
- ②上司 同日付で口頭による厳重注意

(2) 事案の概要

必要な事務手続きを怠り、村民から国民健康保険税を誤って徴収したほか、村民から請求があった戸籍謄本を誤って別人に送付するなど、不適切な事務処理を行った。

【再発防止の取り組み】

本事案は、村政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。職員の不祥事を二度と起こさない決意のもと、全職員に対し、全体の奉仕者として公共の利益のために、倫理保持及び公正な職務の執行について周知するとともに、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、法令遵守、服務規律の徹底を図り、職員一丸となって再発防止に全力で取り組み、村民の信頼回復に努めてまいります。